

申込に関するご確認事項【海外旅行保険】

- この保険は補償項目に保険金額のある補償項目の約款および特約が自動的に適用されます。包括契約の場合は、証券添付明細書に保険金額が記載の補償項目のみに適用し、これらの補償項目の約款および特約が自動的に適用されます。
- さらに、特約欄に記載されているコードの特約がセットされます。
- 全てのご契約に「保険期間延長の追加保険料支払に関する特約」がセットされます。
- 治療・救援費用、疾病治療費用または救援者費用がセットされる場合には、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」が自動セットされます。
- 携行品損害がセットされている場合の盗難等限度額は、携行品損害保険金額と同額となります。
- 旅行中断費用、緊急歯科治療費用の縮小割合は100%です。
- 歯科治療費用がセットされている場合、待機期間90日間、縮小割合50%となります。
- 共同保険の場合には、「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。
- 契約取扱者が代理店の場合は、保険契約の締結の代理権を有しております。

■ご注意

1. 告知事項・通知事項一覧

告知事項・通知事項は、ご契約内容により異なります。以下を参照の上ご記入ください。

☆：告知事項 ★：告知事項かつ通知事項

被保険者年齢 ☆ 全ての契約について告知いただく必要があります。

病気 ☆ 全ての契約について告知いただく必要があります。

他保険 ☆ 全ての契約について告知いただく必要があります。

請求歴 ☆ 全ての契約について告知いただく必要があります。

被保険者数 ★ 包括契約の場合に告知事項かつ通知事項となります。

旅行先 ★ 家族総合賠償をセットされる場合に告知事項かつ通知事項となります。

職務内容 ★ 旅行目的が「商用」「駐在」の場合に告知事項かつ通知事項となります。

2. 危険な運動（スカイダイビング等）をする場合はお申し出ください。（内容によってはお引受けのできない場合があります。また、割増保険料のお支払いがない場合、保険金が削減されたり、支払われないことがあります。）

3. この保険は、すでに日本国外に滞在されている方（企業包括契約の場合は除く）、帰国の予定のない方、永住権を持つなど永住を目的に日本国外に居住される方および海外の現地企業に就職される方（日本からの海外駐在員は除く）には適用できませんのでご注意ください。

4. 「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」がセットされていない場合は、旅行出発前に発病した病気による疾病治療費用および救援者費用のお支払いはできません。

5. 「死亡特別保険金支払特約（死亡特別保険金割合100%）」をセットするときは、必ず「航空機搭乗中等の死亡特別保険金支払対象外特約」もセットしてください。

航空機搭乗中等の死亡特別保険金支払対象外特約：航空機搭乗中、航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場内にいる間、旅客定員200名以上の旅客船乗船中等のケガで死亡された場合には、死亡特別保険金は支払われません。

■特約コードと特約名

コード：76 特約名：一時帰国中補償特約

コード：79 特約名：自動車賠償責任危険補償対象外特約
コード：8E 特約名：責任期間等の変更に関する特約 責任期間：日本出入国
コード：8G 特約名：責任期間等の変更に関する特約 責任期間：備考欄参照
コード：8J 特約名：継続包括契約の暫定保険料に関する特約（企業等の包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）用）
コード：AC 特約名：航空機搭乗中等の死亡特別保険金支払対象外特約
コード：AE 特約名：家族緊急一時帰国費用追加補償特約
コード：FT 特約名：旅行業者が契約する海外旅行保険契約に関する特約
コード：K9 特約名：救援者費用等一部補償対象外特約
コード：KA 特約名：死亡特別保険金支払特約（死亡特別保険金割合 100%）
コード：RA 特約名：企業等の包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）契約方式：Z 精算方式：毎月報告 毎月精算の場合
特約名：企業等の包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）契約方式：Z 精算方式：毎月報告 一括精算の場合
特約名：包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）契約方式：Y 精算方式：毎月報告 毎月精算の場合
特約名：包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）契約方式：Y 精算方式：毎月報告 一括精算の場合

(JI2023-508 2023年10月作成 2017年10月改)